

整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージのかかり方

整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージでの治療には、健康保険の対象になる場合とならない場合があることをご存知でしょうか。健康保険の対象になるのはどんな場合なのか、正しく理解しましょう！

柔道整復師（整骨院・接骨院）の場合

健康保険が使えます

- 外的な要因によることが
明らかな
骨折、脱臼、打撲、捻挫
(いわゆる肉離れを含む)



骨折及び脱臼に対する施術は、応急処置を除き、**医師の同意**が必要です。

健康保険が使えません

- 仕事中や通勤途上におきた負傷
- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア）からくる痛み・こり
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用

はり・きゅう・あん摩・マッサージの場合

（①および②の条件を満たしている場合、健康保険の対象となります）

はり・きゅうの場合

- ① 対象となる傷病であること
神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等

※医師による適当な治療手段のない場合に限りです。医療機関との同時施術は認められません。

あん摩・マッサージの場合

- ① 次のような症状があること
筋麻痺・筋萎縮、関節拘縮等

※関節の可動域の拡大や筋力増強といった、症状の改善を目的としている場合に限りです。

+

- ② 上記に加え、施術について**医師の同意**が必要です。

協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

施術日や施術内容等について文書で照会をさせていただく場合があります。

協会けんぽから照会がありましたら、ご自身で回答してご返送をお願いいたします。

詳しくはHPをご覧ください↓



柔道整復師



はり・きゅう
マッサージ

協会けんぽ こんな時に健保



交通事故等で

健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者（相手方）の行為によって生じた傷病の治療費は、本来、相手方が負担するのが原則です。健康保険を使った場合は、協会けんぽが治療費を一時的に立て替えて支払い、後日相手方に請求するため、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要となります。

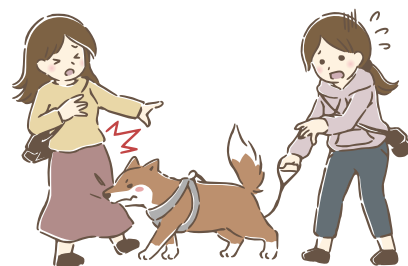
第三者行為とは？



他人からの暴力（けんか）



相手がいる交通事故
（同乗含む）



他人の飼い犬にかまれた等

他にも以下のようなケースも第三者行為による傷病届が必要です！



- ・ スキー場での接触事故
- ・ 自損事故車両に同乗（負傷した場合）
- ・ 飲食店等での食中毒
- ・ ゴルフボールが当たり負傷

※勤務中・通勤途上でのケガや病気は健康保険を使った治療はできません。
労働基準監督署にお問い合わせをお願いします。

群馬支部公式LINEお友だち募集中！

協会けんぽ群馬支部では、
皆さまにもっとタイムリーに情報をお届けしたいという思いから、
公式LINEを開設しております。

LINEアカウント名

協会けんぽ群馬

ID

kenpo_gunma

または

コードで登録



全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gunma>

協会けんぽ 群馬

検索

〒371-8516

前橋市古市町1-50-22 JOMOスクエア4階

☎027-896-5200（代表）

受付時間／8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）